

徳島県告示第三百六十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
那賀郡那賀町坂州字後谷一の二二及び四の五
- 二 指定の効力が失われた日
令和六年六月二十一日